

令和元年8月

保護者の皆様

## 貝塚市小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン

貝塚市教育委員会

子どもに携帯電話を持たせる場合は、保護者の責任のもと、以下のガイドラインの内容をご家庭でよく読み、携帯電話の使い方について話し合った上で、約束を決めて使うようにしてください。

### 【登下校中や学校での携帯電話の取扱いに関するルール】

- (1) 携帯電話を持つ目的は、登下校中の防災・防犯に限定する。
- (2) 登下校中は、携帯電話はかばんの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外では、携帯電話を使わない。
- (3) 校内では、携帯電話を使わない。
- (4) 校内では、携帯電話の電源を切って、かばんにしまい、学校の指示があるとき以外は決して出さない。
- (5) 子どもが、ルールに従わずに、携帯電話をかばんから出したり、使ったりした場合は学校が携帯電話を預かって保護者に直接返却する等、学校と保護者が協力して指導する。
- (6) 登下校中の子どもに携帯電話を持たせる場合、登下校中及び校内における携帯電話の破損・盗難・紛失・個人情報の漏洩等については、保護者の責任とする。

※ 災害等の緊急時以外で、保護者から子どもの携帯電話への連絡はしないでください。

### 【適切な使用に関するここと】

#### 1 携帯電話の適切な使い方について

- (1) 家庭での使用時間は、平日30分、休日60分を目安とする。

- (2) 自分や他人の画像、映像や個人情報を、安易に誰かに送ったり、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下、SNS）に投稿したりしない。
- (3) 保護者の許可なく、ゲームの課金や商品等の申し込みをしない。
- (4) インターネット上で知り合った人とは会わない。
- (5) 盗撮やその他犯罪につながることはしない。
- (6) SNSやメール等には、人の悪口や悪意のある内容等、いじめにつながることは書き込まない。SNSグループでの仲間外れ等のいじめ行為もしない。
- (7) SNSでの友達の反応が遅くなる場合があることを理解し、友達にすぐに返信するよう強制しない。

※ これら以外の使い方については、子どもと話し合って、その都度ルールをつくってください。

#### 2 携帯電話の管理及び責任について

- (1) 子どもに携帯電話を持たせる際は、使う目的やその必要性、必要な機能等を子どもとともに確認して、適切な機種や機能を選ぶ。また、使用するアプリケーション（以下、アプリ）等についても、使用するかどうか、使用前に必ず子どもと確認する。
- (2) 子どもが使う携帯電話にはフィルタリングを必ず設定する。また、携帯電話自体に使用制限を設定する。日常的に子どもの使用状況を確認し、不適切な使用や長時間の使用させないよう、定期的にフィルタリングソフトや携帯電話の設定を見直す。
- (3) 学校や地域の講演会等への参加や学校のお知らせ等から、積極的に携帯電話の適切な使い方や危険性について理解を深め、適切な使用方法や時間について、家庭でも指導を行う。
- (4) 個人情報の流出や他人による不正な使用を防ぐため、パスワードを設定する等の工夫をする。パスワードは保護者が必ず知しておく。
- (5) インターネット上のトラブルやいじめ、犯罪被害等があった場合は、できるだけ早く学校や、警察その他の関係機関、各種相談窓口等に相談し、適切に対応する。